

特別高圧予備電力

(予備契約料金表)

2025年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この特別高圧予備電力料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、特別高圧予備電力といたします。

3 適用範囲

当社が定める契約種別（特別高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上であるものに適用されるものといたします。）により電気の供給を受けるお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

- (1) 予 備 線
常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
- (2) 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、常時供給分の契約使用期間と同一の期間といたします。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからでも契約更改等の申し出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合またはお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 70,000 ボルト

6 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは、契約電力は、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めま。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025 年 4 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、常時供給分の取扱いに準じて、燃料費調整および市場価格調整を実施するものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。ただし、標準電圧 20,000 ボルトより下位の電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

特別高圧予備電力（予備契約料金表）

	予備線	予備電源
契約電力 1 キロワットにつき	77 円 00 銭	116 円 60 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、標準電圧 20,000 ボルトより下位の電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、標準電圧 20,000 ボルトより下位の電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

8 その他

- (1) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件 39（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。
- (2) お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

附 則

実施期日

この料金表は、2025 年 4 月 1 日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A 0 2 7 2）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。

2026 年 11 月 1 日以降において特別高圧予備電力料金表
(2025 年 4 月 1 日実施) にもとづき供給を受けるお客さま

2026 年 11 月 1 日以降の料金に ついての取扱い

(特別高圧予備電力料金表 2025 年 4 月 1 日実施分)

<別冊>

2026 年 11 月 1 日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この 2026 年 11 月 1 日以降の料金についての取扱い（特別高圧予備電力料金表 2025 年 4 月 1 日実施分）〈別冊〉（以下「この別冊」といいます。）は、電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025 年 4 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には変更後の供給条件によります。）にもとづき、この別冊適用の際現に特別高圧予備電力料金表（2025 年 4 月 1 日実施。以下「料金表」といいます。）を適用して電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 料 金

2026 年 11 月 1 日以降に使用される電気に適用する料金表に定める料金における契約電力 1 キロワット当たりの基本料金は、料金表の定めによらず、次のとおりといたします。

	予備線	予備電源
契約電力 1 キロワットにつき	79 円 20 銭	122 円 10 銭

3 そ の 他

その他の事項については、供給条件および料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この別冊は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この別冊の実施にともなう切替措置

この別冊実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、供給条件 18（料金の算定）および 19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。